

能不良の結果

③ 性別、年齢、利き手または身体的能力の限界

(例えば、視覚または聴覚の減退、体型、体力など)によって特定される人の予見可能な機械類の全使用範囲。

④ 予見可能な使用者の訓練、経験または能力の予想レベル

(オペレーターか、見習いまたは初心者か、一般大衆か等)

⑤ 機械類の危険源に第三者(例えば、見学者、掃除者。事務の人など)が暴露されること。

1) 危険源の同定(想定・列举)

機械類によって引き起こされる可能性のある各種危険源を同定し、障害または健康障害にいたる全ての状況を想定する。

JISB9702:2000 機械類の安全性—リスクアセスメントの原則、付属書A、危険源、危険状態、危険事象の例*を参考にし、且つ、その他考えられる危険源を全て記載して、危険の内容については、出来るだけ詳しく書き、その危険が、どの危険域で起こりうるかを明記する。

*JISB9702:2000 付属書Aの項目 No1～19は必須点検項目とする

2) 危険にさらされる可能性

1)で同定された危険源に対し、危険にさらされる可能性の「有無」を評価し、「無」と評価されたものについては以下の評価は実施しない。

3) 被害のひどさ (S)

障害または健康障害のひどさについて見積もる。

S1: すり傷災害 …… 不休業に至らない負傷

S2: 軽症 …… 不休業災害

S3: 重傷 …… 休業、後遺症8～14級

S4: 重大災害 …… 死亡、後遺症7級以上

4) 危険にさらされる頻度 (F)

危険区域への接近の必要性(例えば、正常運転、保全または修理時)、接近の性質(例えば、材料の手送り)、危険区域内での経過時間、接近者の数、接近の頻度を考慮して見積もる。

F1: まれ～時々/短時間

F2: 煩雑に～継続的/長時間

5) 危険を回避できる可能性 (P)

危険の回避は 誰が運転するか(熟練者か、未熟者か、無人か)、危険事象の発生速度(不意か、高速か、緩慢か)などを考慮して見積もる

P1: 特定の条件の下で可能

P2: ほとんど不可能

6) 総合査定(リスク評価基準と危険性レベル)

S-F-P 評価をし、下表に基づき危険性のレベル(I～V)を決定する